

令和5年度甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
かんしょ生産性向上緊急支援事業（かんしょ重要病害虫対策事業）公募要領

第1 趣旨

甘味資源作物生産性向上緊急対策事業実施要綱（令和3年12月20日付け3農産第1810号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表のうちかんしょ生産性向上緊急支援事業の事業欄の（2）かんしょ重要病害虫対策事業について、実施要綱別記3の第1の2に基づき、令和5年度甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうちかんしょ生産性向上緊急支援事業（かんしょ重要病害虫対策事業）（以下「本事業」という。）の事業実施主体の公募については、この要領により行うものとする。

第2 事業の内容

1 事業の対象

本事業の対象となる重要病害虫は、令和5年産において発生したサツマイモ基腐病とする。また、防除に関する取組の具体的内容は、次期作に向けたサツマイモ基腐病対策として実施される以下の取組とする。

2 事業の内容

本事業は、かんしょの重要病害であるサツマイモ基腐病の被害が発生したほ場を有する経営体が行う当該病害の防除のための以下の経費の一部を助成するものとする。

（1）ほ場の残渣処理

サツマイモ基腐病が発生したほ場における次期作についての当該病害の蔓延リスクを最小限に抑えるため、当該病害に感染したつる、塊根その他の残渣を処理するための処理場所までの輸送費及び処理費。なお、処理費には腐熟促進剤の購入費を含む。

（2）ウイルスフリー苗及び健全な種いもの利用

ウイルスフリー苗（ウイルスフリー苗から増殖された苗を含む。）及びサツマイモ基腐病に罹病していない種いもの購入費（補助の対象となる種いもの購入量は、作付面積10aに対して80キログラム、価格は、キログラム当たり270円を上限とする。）及び他地域からの輸送費。

（3）苗及び苗床の消毒

健全なかんしょ苗を生産することを目的として、当該苗及び苗床を消毒するために必要な薬剤等の購入費。

（4）種いも及び苗の罹病検査

次期作に使用する種いも及び苗がサツマイモ基腐病に感染していないことを確認するための検査費用。

（5）トンネル栽培等早期栽培の推進

かんしょの梅雨明け後の栽培期間の短縮を目的に、令和6年3月15日までに植付けを行う早期栽培に必要なトンネル用資材の購入費。

（6）防除用機械の導入

重要病害虫対策を図るために農業機械等を導入又はリース導入する場合に

必要な経費。

ア 事業の対象となる農業機械等

(ア) 防除用機械

(イ) マルチャー

(ウ) 深耕プラウ（概ね 60 センチメートル以上の反転耕が可能なものに限る。）

(エ) 整地用機械（ロータリーを除く。）

(オ) レーザーレベラー

(カ) 乗用トラクター

イ アの（イ）については（ア）と、（エ）については（ウ）と併せて導入するものに限る。

ウ アの（カ）の導入については、以下に掲げる要件をすべて満たす場合に限るものとする。

(ア) 専ら、サツマイモ基腐病の防除に係る取組に使用すること。

(イ) アの（ウ）、（エ）又は（オ）を牽引するためのものであり、これらの機械と併せて導入すること。

(ウ) 導入に係る経費が、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であること。

(エ) 乗用トラクターの規格が、導入を予定する機械に対して適切なものであること。

(7) 薬剤の散布

サツマイモ基腐病の防除効果があるとして農薬登録された薬剤の購入費及び散布を委託した場合の委託費

(8) 堆肥の散布

堆肥の購入費及び散布を委託した場合の委託費。

(9) 被害が著しいほ場への対策

サツマイモ基腐病のまん延により、令和 5 年産の単位面積当たり収量が、サツマイモ基腐病の被害が発生していない直近の年産の単位面積当たり収量に比べ、3 割以上減少したほ場を使用する以下の資材等に係る経費について助成する。

なお、本取組の対象となるほ場（以下、「被害が著しいほ場」という。）面積は、次に掲げる計算式により算定するものとする。

- ・サツマイモ基腐病の被害が発生していない直近の年産の単位面積当たり収量（A）：経営体ごとのかんしょ総出荷量（全ての用途）をかんしょ総作付面積で除した単位面積当たり収量。
- ・令和 5 年産の単位面積当たり収量（B）：サツマイモ基腐病が発生したかんしょほ場の総出荷量（全ての用途）を当該ほ場のかんしょ総作付面積で除した単位面積当たり収量。
- ・被害が著しいほ場面積： $1 - (B \div A) = 0.3$ 以上の経営体のうち、B を算定した際に用いたほ場のかんしょ総作付面積。

※（B）から算出される被害割合は、ほ場ごとに算定することを基本とするが、ほ場ごとの算定が困難な場合については、経営体全体での算定で

も可とする。

ア 土壤消毒

土壤消毒剤（殺センチュウ剤を除く。）の購入費。

イ 被覆資材の導入

土壤消毒に使用する被覆資材（生分解性マルチを除く。）の購入費。

ウ 他作物への転換

被害が著しい被害ほ場について、当該被害が出た翌年産において、当該ほ場が所在する地域における一般的なかんしょ作付期間にかんしょ以外の作物を栽培し、サツマイモ基腐病菌の密度を低減する取組（かんしょの再作付けを目的とするものに限る。）に要する経費。

エ 輪作の実証

輪作体系の対象となる他作物の導入実証に追加的に必要な農業機械等の導入又はリース導入に係る経費（トラクターについては、輪作対象作物の生産に追加的に必要な作業機を牽引する必要がある場合のみ対象とする。）。

3 補助率

補助率は、2の（9）のウを除き、事業に要した経費の1/2以内とする。

2の（9）のウは、かんしょ以外の作物作付面積10a当たり30,000円とする。

第3 応募要件

- 1 本事業の公募に応募できる者は、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第33条第1項の指定地域をいう。以下同じ。）にあって、かつ、令和5年産においてサツマイモ基腐病の発生した地域にあり、かんしょの生産振興の取組を行う次に掲げるものとする。

- （1）生産者の組織する団体（（2）を除く。）
- （2）農業協同組合連合会
- （3）農業協同組合
- （4）協議会（かんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体をいう。）
- （5）農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）
- （6）農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）
- （7）特定農業法人及び特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する法人及び団体をいう。）
- （8）かんしょでん粉製造事業者
- （9）かんしょでん粉製造事業者の組織する団体
- （10）かんしょ加工品製造事業者

- 2 本事業の事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。

- 3 1の（1）及び（6）の者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約の定めがある団体とする。

- 4 1の(3)の者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、農業協同組合、地方公共団体等のかんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体であって、代表者の定めがあり、組織及び運営について規約の定めがあるものとする。
- 5 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

第4 採択要件等

1 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定することとする。

- (1) 重要病害虫が発生したほ場の10a当たり収量を10%以上増加
- (2) 重要病害虫が発生したほ場面積の割合を10ポイント以上削減

2 目標年度

目標年度は、事業の対象として作付けされたかんしょが収穫される年度とする。ただし、第2の2の(6)については事業実施年度の翌々年度、(9)のウ及びエの事業については再作付けされたかんしょが収穫される年度とする。

3 事業実施計画の採択要件

- (1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
- (2) 取組の内容が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 取組の内容が、かんしょの生産性向上に寄与すると認められること。
- (4) 事業が実施されることが確実と見込まれること。
- (5) 事業費に、補助対象外の経費が含まれていないこと。
- (6) 導入する資材について、令和6年産の栽培に係る利用であること。
- (7) 事業実施主体の構成員が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下、「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (8) 第2の2の(6)及び(9)のエに取り組む場合は、以下のとおりとする。

ア 取組の内容が、既存の農業機械等の代替として、同種・同能力の農業機械等を再度導入するもの（いわゆる更新）ではないこと。

イ 受益戸数が3戸以上又は農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上従事する者）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。

ウ 農業機械等の能力・規模が、受益戸数、受益面積の範囲等からみて適正であること。

エ 助成対象事業費が当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その

規模が事業実施に必要な最小限なものであること。

オ 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、リース導入についてはリース期間にわたり十分な利用が見込まれること。

カ 助成の対象となる農業機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対するほ場を必須とする。）に加入すること。

キ 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。

ク 農業機械等の導入及びリース導入を行う事業実施主体は、後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されていること。

ケ 事業実施主体が過去に農業機械等の導入又はリース導入に対する国庫補助事業による支援を受けていた実績がある場合は、当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

コ スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得する IoT 機器搭載等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和 2 年 3 月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

サ 無人航空機（ドローン等）の導入に当たっては、無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（令和元年 7 月 30 日付け元消安第 1388 号消費・安全局長通知）等を遵守するものとする。

シ トラクターを導入又はリース導入する場合にあっては、API を自社の web サイトや農業データ連携基盤に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は事業実施年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定することとする（農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、これに当たらない。）

4 留意事項

農業機械等を導入する場合には、以下に留意するものとする。

(1) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、財産管理台帳の写しを九州農政局長に提出するものとする。

九州農政局長は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(2) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、九州農政局長と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっては同様とする。

イ 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内とすること。

事業実施主体負担（事業費－補助金）/当該農業機械等の法定耐用年数＋年間管理費

ウ 賃貸契約は、書面をもって行うこととする。なお、事業実施主体は、賃貸契約に明記した事項が利用者又は自らの競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

第5 事業実施期間

令和6年3月31日までとする。

第6 助成

1 「補助対象経費の積算等については、補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知。）及び「過大精算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経897号農林水産大臣官房通知。）によるものとする。

2 補助対象経費は、4に掲げる経費を除き、次のとおりとする。

(1) 事業の実施に直接必要な経費であって本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

なお、令和5年産におけるサツマイモ基腐病が発生したほ場において収穫作業が行われた日以降の取組のうち令和6年産に係る以下のものについては、助成の対象とする。

ア ほ場の残渣処理

業者等に支払った輸送費及び処理費の領収書等の証拠書類が保存されているもの。

イ ウイルスフリー苗及び健全な種いもの利用

業者等に支払った苗・種いもの購入費及び輸送費に係る領収書等の証拠書類が保存されているもの。

ウ 苗及び苗床の消毒

業者等に支払った消毒するために必要な薬剤等の購入費に係る領収書等の証拠書類が保存されているもの。

エ 種いも及び苗の罹病検査

業者等に支払った検査費用に係る領収書等の証拠書類が保存されているもの。

オ トンネル栽培等早期栽培の推進

業者等に支払った資材の購入費に係る領収書等の証拠書類が保存されているもの。

カ 堆肥の散布

業者等に支払った堆肥の購入費及び堆肥の散布業者等に支払った散布委託費に係る領収書等の証拠書類が保存されているもの。

キ 被害が著しいほ場への対策のうち土壌消毒、被覆資材の導入

業者等に支払った資材の購入費に係る領収書等の証拠書類が保存されているもの。

(2) 第2の2の(6)及び(9)のエについては、導入の場合は購入価格、リ

リース導入の場合はリース物件価格とする。

なお、購入契約及びリース契約は、事業費の低減を図るため一般競争入札等によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 承認された事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。

イ リース導入の場合は、リース期間が4年以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）以内であること。

(3) 本事業に係るリース料助成額は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

ア $\text{リース料助成額} = \text{リース物件価格} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) \times 1/2$ 以内

イ $\text{リース料助成額} = (\text{リース物件価格} - \text{残存価格}) \times 1/2$ 以内

2 第2の2の(1)から(8)まで並びに(9)のア及びイについては、令和6年産のかんしょに係る取組とする。

3 本事業の補助率については次のとおりとする。

(1) 第2の2の(9)のウについては、かんしょ以外の作物作付面積10a当たり30,000円とする。

(2) 第2の2の(9)以外の取組については、事業に要した経費の1/2以内とする。

4 機械の納入に当たっては、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（令和4年4月1日付け3新食大2088号、3農産第2897号、3畜産大1913号農林水産省総括審議官、農産局長、畜産局長通知）第1の6の(2)のイ 本対策における利益等排除について準用するものとする。

5 事業実施主体は、事業が適正に行われたことが確認できる資料（伝票、領収書、写真等。なお、被害が著しいほ場への対策に取り組む場合は、当該ほ場をプロットした地図等）を保管するものとし、九州農政局長は、必要に応じて、事業実施主体に当該資料を求めることができるものとする。

6 次に掲げる取組に要する経費は、補助対象外とする。

(1) ほ場残渣の処理については、ほ場残渣と分別したポリマルチに係る費用

(2) 事業実施主体が他の助成により実施中の取組又は既に完了している取組

(3) 学校、試験研究機関等、公的機関が作付けしている甘味資源作物を対象とする取組

(4) 収入の単なる補てんに当たる取組

(5) 自家労賃の補てんに当たる取組

(6) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法

律第 108 号) の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号) の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額)

第 7 審査方法等

- 1 九州農政局長は、応募者が第 3 の応募要件を満たすこと及び第 10 の 3 に定める応募書類が全て整っていることを確認した後、応募があった事業実施計画について、第 4 の採択要件等を満たしていることを審査した上で、取組内容及び成果目標が妥当であるか等について、農産局長が開催する選定審査委員会に諮るものとする。

なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、応募者の主たる受益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

- 2 九州農政局長は、1 の選定審査委員会による審査結果に基づき、予算の範囲内で、補助金を交付することが妥当と認められる者(以下「補助金交付候補者」という。)を決定する。

なお、審査の経過は応募者に通知しないものとし、審査の経過についての問い合わせその他一切の照会には応じないものとする。

第 8 審査結果の通知

審査の結果(補助金交付候補者として決定されたか否か)については、補助金交付候補者の決定次第、速やかに応募者に対して通知する。

第 9 重複申請の制限

応募者が、同一の内容で、既に国から他の補助金の交付を受けている場合若しくは採択が決定している場合は、審査の対象から除外し、又は採択の決定を取り消すこととする。

なお、他の国からの補助金等について採択が決定していない段階で、本事業に申請することは差し支えないが、他の国からの補助金等の採択の結果によっては、本事業の審査対象から除外し、又は本事業の採択の決定を取り消す場合がある。

第 10 応募方法

1 公募期間

令和 5 年 12 月 20 日(水曜日) から令和 6 年 1 月 26 日(金曜日) 午後 5 時まで(必着)

2 提出先及び問合せ先

応募書類は、郵便による場合は以下の提出先の住所に、電子メールによる場合は以下の提出先の電話番号に連絡の上、聞き取ったメールアドレスにそれぞれ提出するものとする。なお、ファックスによる提出は受け付けない。また、資料に不備がある場合は、審査の対象ならない場合がある。

問合せは、以下の問合せ先にし、問合せ時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)とする。なお、電子メールによる問合

せは、不可とする。

<提出先>

- ・九州農政局生産部園芸特産課
〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号熊本地方合同庁舎
TEL：096-300-6251、FAX：096-211-9780

<事業に関する相談窓口（問合せ先）>

- ・九州農政局生産部園芸特産課
〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号熊本地方合同庁舎
TEL：096-300-6251、FAX：096-211-9780
- ・事業担当課：農林水産省農産局地域作物課
TEL：03-6744-2115（直通）

3 提出にあたっての留意事項

(1) 提出すべき応募書類は、以下に掲げる書類とする。

- ア 応募申請書（別紙様式1）
- イ かんしょ重要病害虫対策事業 事業実施計画書（別紙様式2）
- ウ 規約、役員名簿、総会資料等、応募者の活動内容が分かる資料
- エ 申請書類チェックシート（別紙様式3）

(2) 事業実施計画書等は、公開している様式のファイルを活用して作成すること。

(3) 応募書類を郵送等により提出する場合は、(1)に掲げる書類を封筒に入れ、「令和5年度補正かんしょ重要病害虫対策事業応募書類在中」と表に朱書きして提出先に提出するものとする。

なお、提出書類は返却しない。また、機密保持には十分配慮する。

(4) 申請書類を電子メールによる提出を希望する場合は、(1)に掲げる書類を添付し、件名を「かんしょ重要病害虫対策事業の申請書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載する。

また、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合は、件名の応募者名を応募者名・その○（○は連番）とする。

(5) 提出期間内に到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうと無効とする。または、申請書類に不備等がある場合は、審査対象とはならないので、この要領を熟読の上、不備等のないよう作成すること。

(6) 審査に当たり、農林水産省から応募者に申請内容の確認を行う場合がある。

4 審査期間

令和6年1月下旬予定（諸般の事情により、変更することがある。）

5 採択・不採択の連絡

令和6年2月中旬予定（諸般の事情により、変更することがある。）

第11 採択後の事業実施主体の責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を守らなければならない。

1 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座（無利息型）の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- （１）事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。）等の法令に基づき、適正な執行に努めること。
- （２）事業実施主体は、補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、経理状況について公認会計士又は税理士の定期的な確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- （３）事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

2 事業の推進

事業実施主体は、甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業交付等要綱、同実施要領等を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度まで事業実施状況の報告、事業成果の公表、事業終了後の事業評価等、事業実施全般についての責任を持たなければならない。

3 取得財産の管理

本事業により取得または効用の増加した事業設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属する（事業実施主体の代表者個人には、帰属しない。）。

ただし、取得財産の管理、処分等に関しては、次のような制限がある。

- （１）取得財産については、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）においては、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。
- （２）処分制限期間においては、取得財産のうち 1 件当たりの取得価格が 50 万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に九州農政局長の承認を受けなければならない。

なお、九州農政局長が承認をした当該取得財産の処分により得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

4 使用済プラスチックの適正処理

事業実施主体は、購入したマルチ等プラスチックを使用する生産者に対し、園芸用使用済プラスチックの適正処理に関する基本方針（平成 7 年 10 月 23 日

付け 7 食流第 4208 号食品流通局長通知) に基づき、使用済プラスチックを適正に処理するよう指導することとする。

5 事業実施結果の評価

本事業終了後、自ら事業実施結果の検証・評価を行い、その結果を九州農政局長に報告するものとする。また、九州農政局長が報告のあった評価結果から、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断した場合は、改善計画を作成し、翌年度、再度評価を実施し、報告するものとする。

6 個人情報の取り扱い

事業実施主体は、本事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。

7 作業安全の確保

事業実施主体は農林水産業・食品産業の現場の作業安全のための規範に係るチェックシートを用いて事業実施期間中に作業安全に係る状況を確認し、作業安全の確保に努め、九州農政局長に対してチェックシートを提出するものとする。

第 12 補助金の返還

九州農政局長は、事業実施主体について、次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認める場合は、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部について返還を命ずることができるものとする。

- 1 本事業において導入された資材及び農業機械等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断される場合
- 2 リース契約を解約又は解除した場合
- 3 事業実施主体又はリース事業者のいずれかが事業を中止した場合
- 4 財産処分制限期間内において購入物件又はリース物件が消滅又は消失した場合
- 5 九州農政局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合
- 6 締結されたリース契約が、第 6 に定められたリース契約の条件に合致しなかったことが明らかになった場合
- 7 事業評価等の報告を行った場合